

2023年5月16日

お客さま 各位

沖縄県労働金庫

当金庫職員のマスク着用基準の変更について

日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただきありがとうございます。

沖縄県労働金庫（理事長 高良恵一）は、2023年5月8日（月）より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類」へ移行したことを受け、当金庫職員のマスク着用を個人の判断とすることをお知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

基準変更日

2023年5月15日（月）

以上